

中国における司法試験と法学教育の関係

——2008年前後の状況と議論——

森 川 伸 吾

<目次>

一、はじめに

二、背景事情

1. 法学教育の復興及び規模拡大
2. 法学学習者への社会的需要と法学学習者の数量とのミスマッチの発生
3. 法学教育システム——「多様化」, 「本科等での共通カリキュラム」
4. 司法試験制度の導入と制度の概略
5. 2008年以降の法学本科教育への影響拡大
6. 法学教育機関の淘汰リスクと司法試験対応への圧力

三、司法試験と法学教育の関係についての議論

1. 概観
2. 地方新興本科における司法試験対応教育を肯定する議論・主張
3. 淘汰を促進する方向につながる議論・主張

四、むすび

一、はじめに

1. 本稿のテーマについて

中国においては、国家統一司法試験（〔国家統一司法考試〕。以下「司法試験」という。）が2002年から実施されている。（注：本稿では中国現地で使用される簡体字を常用の字体に改めた上、〔 〕に入れて原語を示す。）

司法試験の実施に伴い、「法学教育→司法試験→職業教育」という三段階の流れが、現代中国における法律家輩出の主要なルート——又は、主要なルートの一つ——となっている⁽¹⁾。

このうち法学教育については、後述するように、学生の就職難という状況が存在し、それと概ね対応して（乃至、それと同根の問題として）、法学教育機関には、淘汰されるリスクがあるという状況が存在する。

このような状況の下、「司法試験が法学教育のタクト〔指揮棒〕になってはならない」⁽²⁾という「べき論」とは別次元の問題として、司法試験の存在が法学教育——特に本科教育⁽³⁾——に与える影響は大きい⁽⁴⁾。（注：「本科」〔本科〕とは「4年制の学部」のことである⁽⁵⁾。単に「学部」と和訳されることもある⁽⁶⁾が、3年制の学部と区別する必要から、本稿では、「本科」という表現を使用する。）

本稿では、先ず「二、」において以上のような状況を概観し、次いで「三、」において、学生の就職難、法学教育機関の淘汰リスクといった文脈で、法学教育に従事する者が司法試験にどのように向き合おうとしているのかということ、「司法試験と法学教育の関係」に関する最近のいくつかの文献から紹介する。

なお、本稿は、2010年8月以前に筆者が入手した文献に主として依拠している⁽⁷⁾。

2. 本稿における時期区分及び本稿の対象とする時期

中国の法学教育は、時期的に「1949年から1957年の法学教育の草創期、1958年から1976年の法学教育の挫折と停滞の時期、1977年から1993年の法学教育の再建と回復の時期、1994年以降の急速発展の時期」の四つの時期に分けることができる⁽⁸⁾。

第一及び第二の時期は、1949年の中華人民共和国建国後、プロレタリア文化大革命（以下「文革」という。）が終了するまでの時期である。第三及び第四の時期は、文革後現在に至る時期である。第三の時期と第四の時期を画するのは、「1993年に市場経済体制の建設と法治体制を実行し法治国家を建設することが決定され」⁽⁹⁾たという事情である。

法学教育に関する時期分類は上記のものに限られるわけではない⁽¹⁰⁾が、本稿においては、上記の時期分類に従って説明をしている。

また、中国において第1回の司法試験が実施されたのが2002年であることから、本稿の主たる対象は、第四の時期、特に2000年代後半の時期となっている。

二、背景事情

1. 法学教育の復興及び規模拡大

(1) 学生数からみる法学教育の復興及び規模拡大

上述の第三の時期は、文革によって挫折・停滞した法学教育の再建と回復の時期と位置づけられ、第四の時期は、市場経済体制建設及び法治国家建設に対応した法学教育の急速発展の時期と位置づけられる⁽¹¹⁾。この二つの時期において、法学教育は規模的に拡大を続けた。（第三の時期における「復興」も、1977年を起点としてみれば、規模拡大に他ならない。）

この規模拡大状況を1977年から2005年までの学部学生（本科及び専科⁽¹²⁾）の数から見ると、本稿末尾の図表1及び図表2のようになり⁽¹³⁾、急激に拡大したことが分かる。このような急拡大は、法学教育の「バブル化」現象と評されることもある⁽¹⁴⁾。なお、図表1は「法学専攻」の学生募集数の統計ではなく、「政法類」の学生募集人数の統計であるが、「政法類」は実質的には「法学類」に他ならないと思われる⁽¹⁵⁾。実際に、図表1の数字は、図表2（法学専攻の学生募集人数）の数字と概ね一致している。

より最近の状況について言えば、2006年までは、法学教育への人気は依然高く、規模拡大も継続していた⁽¹⁶⁾が、2007年に到って状況がやや変わったようである⁽¹⁷⁾。

(2) 「高等教育の大衆化」との関係

第四の時期における法学教育の規模拡大は、中国における「高等教育の大衆化」とも関係している。

国務院は、1999年1月に「面向21世紀教育振興行動計画」と題する文書を発布し、高等学校教育の規模を拡大し、高等教育への粗入学率（〔毛入学率〕）を2010年までに15%に到達させ、高等教育をエリート化（〔精英化〕）から大衆化へと転換するという旨を決定した⁽¹⁸⁾。そして、実際にも、「1999年以降、中国の高等教育は少数精鋭の段階から大衆化の段階へと発展し、大学進学率も1999年の9%から2004年の19%以上へと上昇した」⁽¹⁹⁾。

なお、1999年から2004年の期間について、「法学教育の規模拡大」のペースは、「高等教育の大衆化」のペースとそう大きく異なるものではなかった（図表1の(f)列及び(g)列並びに図表2の(c)列参照）。

2. 法学学習者への社会的需要と法学学習者の数量とのミスマッチの発生

上述の4つの時期区分のうち第三の時期（1977～1993年）は、法学学習者

への社会的需要が供給を基本的に上回っていた時期であった。文革終結後、「大量の実務型の法律人材が急きょ求められ」⁽²⁰⁾だが、そのような人材は、当時、圧倒的に不足していた。「法学教育の迅速な回復、発展と法律人材の育成の加速化は、文革後の中国が直面した最も重大で最も緊迫した課題」⁽²¹⁾だったのである。ただし、この時期における法学教育の量的拡大により、1993年においては、「改革開放直後の法律秩序、法律機構の再建が求める実務的法律人材の需要を基本的に満たした」⁽²²⁾状況へと至った。

第四の時期においては、市場経済体制建設及び法治国家建設に対応して、社会の各分野で法律人材に対する需要が発生し（又は発生するであろうと認識され）⁽²³⁾、そのような「需要が中国の法学教育の飛躍的發展を導いた」⁽²⁴⁾。（学生数からみた「飛躍的發展」については、前項（二、1.）参照。）

実際、第四の時期の初期においては、需要が供給を上回る状況——即ち、法学教育の規模が社会の法律人材に対する需要に応じていない状況——であるとオフィシャルに認識されていた⁽²⁵⁾。

しかしながら、第四の時期においては、上述の「法学教育の飛躍的發展」の結果、供給が需要を上回る状況が生じ、2000年代に入ると、法学学習者の「就職難」が生じた。これについて、武漢大学法学院の李龍教授は、次のように述べる⁽²⁶⁾。

「80年代が中国法学教育の回復段階であるというのであれば、90年代は中国法学教育の発展段階であった。21世紀初頭において、中国法学教育が直面する困難には変化が生じた。主たる矛盾の第一は需給の矛盾、即ち法学卒業生の就職問題である。第二は法学教育と司法実務部門との間の矛盾である。」

「需給の矛盾、即ち法学卒業生の就職問題：困難は2002年から始まり、中国法学教育の本科学生の配属（〔分配〕）は困難にぶつかった。全国214の専攻（〔専業〕）のうち、法学専攻は187位にランキングされていた。2005

年に更に一度統計をとったところ、ランキング最下位はやはり法学であった。言い換えれば、全国214の専攻のうち、配属状況が最も悪かったのは法学であった。」

また、中国初の就職白書である『2009年中国大学生就職報告』における『2008年期の本科各専攻大分類卒業生の就職率ランキング』の統計表によると、法学本科の就職率は下から二番目であり⁽²⁷⁾、また、同報告によれば、法学類卒業者が就く業務と専攻分野との合致率（[対口率]）は、本科卒業生について47%であり、下から二番目であった⁽²⁸⁾といわれる。

近年、中国では、大学進学率上昇（上記二、1.（2）参照）の結果、大卒者の就職難が生じているということは、良く知られている⁽²⁹⁾。しかし、法学分野の就職難が他の専門分野の就職難より厳しいという点に鑑みれば、就職難の原因を大学進学率の上昇のみに求めることはできないであろう。即ち、法学分野固有の問題⁽³⁰⁾が存在すると考えざるを得ないであろう。

なお、李龍教授は、上述の法学本科卒業生の就職難の理由の一つとして、「司法試験は10月⁽³¹⁾にあり、学生は6月に卒業する。規定により、卒業予定者は、卒業前には司法試験には参加できない。司法試験に参加しなければ司法機関に入ることができない。司法試験に参加したとしても、規定により二年後にはじめて司法部門に入ることができる。」⁽³²⁾という点を指摘していた。この指摘の前半部分については対応がなされ、2008年からは、法学本科在学生の受験が可能となった⁽³³⁾。しかし、司法試験の合格者の絶対数及び合格率（後述二、4.（5）参照）を考えれば、この措置により就職難状況が大きく改善するとは考えにくい⁽³⁴⁾。また、この措置により、「まず司法機関に就職して、その後ゆっくりと司法試験の受験勉強をする」という状況が今後は無くなるであろうとの指摘、つまり、法学本科卒業生にとって司法機関への就職の門戸が狭くなるであろうとの指摘もある⁽³⁵⁾。

3. 法学教育システム——「多様化」, 「本科等での共通カリキュラム」

(1) はじめに

中国の法学教育システム全般については、概説書⁽³⁶⁾等に譲ることとして、以下では、中国の法学教育システムの状況のうち、司法試験との関係で注意が必要と思われる点を簡単に紹介する。

(2) 「多様化した法学教育システム」と「司法試験の受験資格」

上述(一, 2.)の「第二の時期」に生じた人材の断絶を補うため、「第三の時期」においては、「多形式, 多チャンネル, 多レベルでの法学教育振興を国家が提唱した」⁽³⁷⁾。これにより多様な法学教育システムが形成され、それが整理されることなく現在へと到っている。

現在の中国では、様々なタイプとレベルの法学教育体系が存在しており、それは、(a) 普通高等法学教育(法学学士, 法律修士, 法学修士, 法学博士), (b) 法律職業⁽³⁸⁾の成人教育(即ち、既に法律職業に従事している者に対する教育), (c) 中等の法律職業教育(司法学校及び司法警官学校等), の3つのタイプに大きく分けることができる⁽³⁹⁾。(a)のうち、法律修士([法律碩士]。英文表記はJuris Master, 略称はJM。)は、1996年から主要な大学の法学部に併設され始めた新しい課程であり、学部段階では法学以外の専門を専攻した者が大学院段階から法律学を学ぶというコースである⁽⁴⁰⁾。

これら3つのタイプのうち、司法試験と密接に関連するのは、(a)であり、法学教育と司法試験の関係は、通常、「普通高等法学教育と司法試験の関係」として問題になる。というのも、(b)及び(c)を通じては、司法試験の受験資格が生じないからである(後述二, 4.(3)⑤参照)。(a)のうち大学院レベルの法学教育(即ち、法律修士, 法学修士及び法学博士)を受ける学生については、それら学生が既に学部(本科)を卒業しているということにより、司法試験の受験資格が生じているものと理解できる。)

(3) 法学本科及び法律修士のカリキュラム

高等法学教育のカリキュラムのうち、司法試験との関係で重要と思われるものの一つとして、全国共通の、かつ、広い分野にわたる横断的な、必修科目の制度がある。これは、法学本科及び法律修士において問題となる。

① 法学本科のカリキュラム

法学本科においては、1999年から14の「コア科目」〔核心課程〕が指定された⁽⁴¹⁾。これは、教育部の法学学科教育指導委員会〔教育部法學学科教學指導委員會〕が主導して決定したもので、具体的には、法理学、中国法制史、中国憲法、行政法・行政訴訟法、民法、商法、知的財産権法、経済法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際法、国際私法、国際経済法の14科目であった⁽⁴²⁾。コア科目は、全国のどの法学部でも必須とされている⁽⁴³⁾。

その後、2007年3月に、環境法・資源保護法と労働法・社会保障法の2科目を上記の14科目に追加することが決定され、コア科目は合計16科目となった⁽⁴⁴⁾。

上記のコア科目の他、基礎教養必修科目と法実務必修科目については、「教育主管部門により統一的にカリキュラムが定められ、各大学や学生に選択または変更の余地はない」⁽⁴⁵⁾。一方、それ以外の科目、即ち、「専門選択科目と総合素質関係の選択科目は、各大学がそれぞれの教師、教学の条件に基づいて開設し、学生は自由に選択して所定の単位数を取得すれば良い」⁽⁴⁶⁾。

従って、大学側が、司法試験を念頭においてカリキュラム編成をしようとする場合には、専門選択科目の設定を通じて司法試験対応をすることになろう。

なお、コア科目については、教材の品質確保の観点から、教育部の法学学科教育指導委員会が全国の著名学者をオーガナイズして教材を作成し、それが出版されている⁽⁴⁷⁾。しかし、この教材を使用は任意のようである。

② 法律修士のカリキュラム

法律修士のカリキュラムは3つに分類され、第一類の必修課程は12科目(32単位)、第二類の推薦選択課程は8科目(13単位選択を要求)、第三類の自主選択科目8単位であり、第一類と第二類の科目は統一的に定められているが、第三類の科目は各学校が定める⁽⁴⁸⁾。この第一類の必修科目は、具体的には、「鄧小平理論(2単位)、外国語(4単位)、法理学(3単位)、中国法制史(2単位)、憲法(2単位)、民法学(4単位)、刑法学(4単位)、刑事訴訟学(2単位)、民事訴訟学(2単位)、行政法と行政訴訟法学(2単位)、経済法学(3単位)、国際法(2単位)」⁽⁴⁹⁾である。

なお、上記の他、2006年に、必修実践課程(12単位)が追加され、その内容は、法律文書、模擬法廷訓練、法律交渉、法律実践等であった⁽⁵⁰⁾。その他、法律修士課程の学生には学位論文(10単位)の作成も要求される⁽⁵¹⁾。

(4) 司法試験対策のための養成機構(司法試験対策機構)

司法試験の誕生に伴い司法試験の補習クラス〔輔導班〕も発生し、かつ、司法試験の難度・影響力の高さ及び司法試験受験人数の増加に伴い、司法試験補習クラスの地位も高まり、受験生から重視されるようになった⁽⁵²⁾。2005年頃に至ると、司法試験訓練領域における養成機構〔培訓機構〕は、100近くになり、営利的なものあれば、一定の公益性質を備えるものもある、という状況になった⁽⁵³⁾。

このような機構(以下「司法試験対策機構」という。)も、広い意味では「多様化した法学教育システム」の一つの構成要素と言える。

司法試験対策機構については、積極的な評価もなされている。例えば、次のようなものである⁽⁵⁴⁾(以下は筆者による要約である。)

法学教育の試験においては、校内試験と司法試験の二種の形式があるが、

法学教育と法律職業⁽⁵⁵⁾との関連性が失われている（〔脱節〕）という問題が生じており、4年の正規法学教育を受けた学生で順調に司法試験に合格できない者が多数存在する。大量の司法試験対策機構の出現は、一定程度において、法学教育と法律職業との間の矛盾を緩和するものである。以上を総合すれば、司法試験養成は、普通法学学歴教育の有益な補充であり、積極的な意義及び実際的作用を有する。

司法試験対策機構における学習の効果は顕著であり、（司法試験対策機構におけるトレーニングについて、大学の在校生の間で）『『苦勞して勉強した4年間は、3ヶ月のトレーニングにも及ばない』という言葉が流行している』⁽⁵⁶⁾とすら言われる。

もちろん、法学本科等の在校生が司法試験対策機構に通う場合にはダブルスクールの問題が生じ、法学教育への悪影響が発生しうることになる。実際に、中国でもダブルスクールの問題は既に生じている⁽⁵⁷⁾が、それを理由として司法試験対策機構を悪者扱いするような発想は一般的ではないようである⁽⁵⁸⁾。

4. 司法試験制度の導入と制度の概略⁽⁵⁹⁾

(1) 司法試験制度の導入

上述のように、中国では司法試験が2002年から実施されている。それまで、弁護士、裁判官および検察官に関する資格試験は、それぞれ別個に行われていたのであるが、2002年からはこれが司法試験に一本化された。

司法試験の導入により、「これからの法学教育は司法試験を意識せざるを得ない」⁽⁶⁰⁾状況となったが、それは、弁護士、裁判官および検察官に関するそれぞれの資格試験が一本化されたことにより、従来のそれぞれの試験制度にはなかった強いプレzensが生じた⁽⁶¹⁾ことによるものといえよう。（なお、2005

年の「公証法」⁽⁶²⁾は、公証人の資格要件の一つとして「司法試験に合格していること」を定める（同法18条4号。）

(2) 司法試験の管理体制

司法試験の実施規則は、国務院司法行政部門（即ち、司法部）が最高人民法院及び最高人民検察院と共同して制定し、その実施には国務院司法行政部門が責任を負うものとされる⁽⁶³⁾。

これをうけて、司法試験の内容、実施方法等については、最高人民法院、最高人民検察院及び司法部（即ち、[兩高一部]）が発布した規則——現行のものは「国家司法試験実施規則」⁽⁶⁴⁾——により規整がなされている。なお、同規則の施行前は、その前身⁽⁶⁵⁾である「国家司法試験実施規則（試行）」⁽⁶⁶⁾により規整がなされていた。

司法試験開始から間もない時期において、[兩高一部]に教育部を追加した[兩高兩部]体制にするべきであるとか、中国共産党の中央政法委員会が表に立って指導・調整をするべきだという意見も存在した⁽⁶⁷⁾が、実現していない。

(3) 司法試験の内容

本項においては、司法試験の内容的特色のうち、「法学教育が司法試験を意識する」場面において重要となってくるとされるものに限って紹介する。なお、以下で「2002年の司法試験」は、2002年の第1回司法試験を意味し、「2010年の司法試験」は、2010年9月実施の司法試験を意味する。

① 試験範囲の広範性

試験問題は全国统一であり⁽⁶⁸⁾、試験範囲には、「理論法学、応用法学、現行法の規定、法律実務及び法律職業道徳」が含まれる⁽⁶⁹⁾。

具体的な出題範囲は、司法部が制定・公布する「国家司法試験要綱」（[国家

司法考試大綱])により確定される⁽⁷⁰⁾。

つまり、試験科目の多寡、試験範囲の広狭については、規則上、司法部に決定権があることになる

これまでのところ、試験範囲は広範である。具体的には次のような状況となっている。(なお、以下からも分かるように、司法試験の試験科目は、教育部が定める本科における全国共通のコア科目(上記二, 3. (3) 参照)と概ねオーバーラップしている⁽⁷¹⁾。ただし、2007年のコア科目追加(上記二, 3. (3) 参照)には、対応していない。)

(a) 2002年の司法試験⁽⁷²⁾

試験一：総合知識(法理学, 憲法, 経済法, 国際法, 国際私法, 国際経済法, 法律職業道德及び職業責任)

試験二：刑事・行政法律制度(刑法, 刑事訴訟法, 行政法及び行政訴訟法)

試験三：民商事法律制度(民法, 商法, 民事訴訟法及び仲裁制度)

試験四：事例(案例)分析(試験一, 試験二及び試験三に列挙される分野を含む)

(b) 2010年の司法試験⁽⁷³⁾

試験一：総合知識(社会主義法治理念, 法理学, 法制史, 憲法, 経済法, 国際法, 国際私法, 国際経済法, 司法制度及び法律職業道德)

試験二：刑事・行政法律制度(刑法, 刑事訴訟法, 行政法及び行政訴訟法)

試験三：民商事法律制度(民法, 商法, 民事訴訟法(仲裁制度を含む))

試験四：事例(案例)分析(社会主義法治理念, 法理学, 憲法, 行政法及び行政訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 民法, 商法, 民事訴訟法)

注1：「2010年の司法試験」の下線は、「2002年の司法試験」との差異を示すために筆者が付したものである。

注2：試験方式及び配点については次項参照。

② 選択式問題を主とする配点

選択式問題と記述式問題の合計点に基づき合否判定がなされるが、選択式問題の配点が高い。具体的には次の通りである。

(a) 2002年の司法試験⁽⁷⁴⁾

試験一、試験二及び試験三：選択式。配点は各100点（計300点）。

試験四：記述式。配点は100点。

（即ち、合計400点。そのうち選択式が300点。）

(b) 2010年の司法試験⁽⁷⁵⁾

試験一、試験二及び試験三：選択式。配点は各150点（計450点）。

試験四：記述式。配点は150点。

（即ち、合計600点のうち選択式が450点。）

③ 特定の学説が強制される場合があること

（司法試験に先立つ律師試験の場合と異なり）司法部は、司法試験用の統一編集教材を出版していない⁽⁷⁶⁾。しかしながら、次に述べる第一の場面において、受験生は、「公式見解」となっている学説を採用する必要性があり、また、第二の場面においても、「公式見解」と予測される学説を採用する圧力を受けることになると思われる。

第一は、上述①の「国家司法試験要綱」から、「公式見解」が分かる場面である。「国家司法試験要綱」は極めて詳細な内容を持つので、その項目立て、分類等から、「公式見解」が分かることがある。その例としては、(a) 2008年までの国家司法試験要綱は刑事犯罪の構成要件について「四要件説」を採用していたが、2009年の国家司法試験要綱はこれを「三階層説」に改めたこと⁽⁷⁷⁾、

(b) 榮譽權の性質が身分權であるか否かについては学説が分かれていたところ、2004年の国家司法試験要綱は通説を採用して身分權の項目に榮譽權を入れていたが、2005年の国家司法試験要綱においてはそれを変更したこと⁽⁷⁸⁾等が挙げられる。この国家司法試験要綱から判明した「公式見解」は、司法試験の解答判断の基準でもある⁽⁷⁹⁾ことから、受験者はそれに従って解答をする必要があると思われる。ただし、学習すべき内容の全体に比して、このような状況が生じる場面がどれほど多いのかは不明である。仮にこのような状況がごく僅かであれば、この点を、中国の司法試験の特徴として挙げることはできないであろう。

第二は、「司法部が実質上指定したと認識される教材」において特定の学説が採用されている場面である。上述のように、司法部は、司法試験用の統一編集教材を出版していない。しかし、国家司法試験要綱と事実上セットになって出版されている「国家司法試験補習書」([国家司法考試輔導用書])という教材が、司法部が実質上指定したものとして認識されているようである。(司法試験合格率を高めるためには、司法試験指定教材の著者が執筆した教科書を使用する必要があるとの指摘がなされている⁽⁸⁰⁾が、そこでいう司法試験指定教材とは、この「国家司法試験補習書」を指すものと思われる⁽⁸¹⁾。なお、「国家司法試験補習書」の内容は、各教科の概説書を切り張りしたようなものとなっているが、そこに記載された内容がどこまで司法試験の解答基準となっているかは不明である。)

④ 「持ち込み禁止」スタイルの試験

試験は「持ち込み禁止」([閉巻])である⁽⁸²⁾。また、試験会場において法令集が提供されるということも無いようである⁽⁸³⁾。

⑤ 受験資格

司法試験の受験資格のうち、法学教育との関係で重要なのは学歴要件である。

これは、具体的には、「高等学校法律専攻の本科を卒業し、又は高等学校非法律専攻の本科を卒業し、かつ、法律の専門知識を有すること」⁽⁸⁴⁾というものである。(注：中国で言う「高等学校」とは、日本でいう大学レベルの教育機関(即ち高等教育機関)を指す。)

これについては、二つの緩和措置がある。

第一は、特定の地域との関係での緩和措置⁽⁸⁵⁾である。(この地域的な緩和措置は、2008年以前⁽⁸⁶⁾においても存在した⁽⁸⁷⁾。)

第二は、本科を「卒業」していない者への受験資格の拡大である。上述(二、2.)のように、この緩和は、2008年の司法試験から開始された。これは、具体的には、「翌年の本科卒業予定者」に受験資格が与えられるという扱いである。そして、司法試験は通常9月に行われる⁽⁸⁸⁾ため、(新学年が9月に始まる中国では)「学部の4年次が始まったばかりの9月に受験できる」、ということになる⁽⁸⁹⁾。このタイミング設定が後述(二、5.)のように本科教育に大きな影響を与えている。

上記の学歴要件に対応して、「法学教育と司法試験の関係」は、基本的に⁽⁹⁰⁾、多様化した法学教育のうち、本科レベル以上のものについて、問題となることになる。

(4) 司法試験の測定対象

規定上、司法試験は、受験者の「法律専門知識及び法律職業([法律職業])に従事する能力」を主として測定するものであるとされる⁽⁹¹⁾。即ち、「法律専門知識」と「法律職業に従事する能力」の二つが主たる測定対象である。

前者の「法律専門知識」は、幅広い分野(科目)にわたって問われる(上述二、4.(3)①参照)。具体的に問われる知識内容についても、国家司法試験要

綱において詳細に定められている。

後者については、まず、そこでいう「法律職業」とは何か、ということが問題となる。これについて法律上の定義は存在せず⁽⁹²⁾、また、辞書的にも、講学上も定まった定義はない⁽⁹³⁾。一方、司法試験は、「特定の法律職業」に従事するための資格試験であると定義されている⁽⁹⁴⁾。このことから素直に考えれば、「司法試験合格が資格要件となる特定の法律職業」——裁判官、検察官、弁護士及び公証人（当初は前三者のみ）⁽⁹⁵⁾——が、「法律職業に従事する能力」という場合の「法律職業」として念頭に置かれていると考えられる。（なお、実際の議論では、裁判官、検察官及び弁護士の三者が念頭に置かれていることが通常であるように感じる。）

さしあたり、「法律職業」をそのように理解するとして、では、法律職業に「従事する能力」とは具体的には何か、というと、その点は明らかではない。

(5) 合格率・合格人数

2002年から2007年の司法試験の受験者数、合格者数、合格率については、(文献により数字が若干異なるものの)概ね次のように言われている⁽⁹⁶⁾。2008年及び2009年については、受験者数及び合格率が2007年よりもそれぞれ増加(上昇)したようであるが、正確な情報は不明である⁽⁹⁷⁾。

	受験者数	合格者数	合格率
2002年	31万人余り	24,800人余り	7.98%
2003年	17万人近く	19,500人余り	11.12%
2004年	18万人近く	22,400人余り	12.34%
2005年	22万人近く	31,664人	14.39%
2006年	24.4万人	36,600人余り	15%
2007年	不明	5,8000人余り	22.39%

(6) 試験結果についての大学別統計

大学間格差の拡大防止のため、司法部は、学校毎の合格者数を公表していない⁽⁹⁸⁾。

その一方、多くの学校が、自校の法学専攻の在學生又は卒業生の司法試験成績及び司法試験合格率について、自主的な統計をとっている⁽⁹⁹⁾。

5. 2008年以降の法学本科教育への影響拡大

上述(二、4.(3)⑤)のように、2008年から、本科を「卒業」していない者への司法試験受験資格の拡大が始まった。

これにより司法試験が法学本科教育に対して有する影響が強まり、更には現行の教学体制に対する重大な打撃となりうる、ということが、受験資格拡大後間もない時期から指摘されていた⁽¹⁰⁰⁾。そして実際にも、この受験資格拡大の結果「ダブルスクールの現象が日に日に由々しくなり、それには大学の法学本科教育を宙に浮かせる勢いが十分にある」⁽¹⁰¹⁾ことが指摘されている。

このような影響が生ずるのは、法学本科教育の期間と司法試験準備の時期が重複するという状況が生ずるためである。この「重複」及びその影響について、具体的には次のように説明される⁽¹⁰²⁾(以下は筆者による要約である)。

受験生は4年次の9月に司法試験を受験する。司法試験の準備に1年を充てるのが通常なので、3年生になったばかりの時期に試験準備に着手することになる。そして、司法試験が終わると、就職活動や公務員試験、大学院試験等がある。そこで、法学本科学生が正規の法学教育に専心できるのは1年次と2年次のみということになる。

中国における法学本科の教学計画においては、1年次においては基本的に基礎学科教育を行い、2年次において一部の専攻学科および総合学科の

教育を行い、3年次においてやっとコア科目の教育を行う⁽¹⁰³⁾。つまり、3年次が本科教育のキーポイントである。

ところが、司法試験の対策は、記憶と受験スキルに重点があり、法学教育の重点と異なる。そのため、3年次学生の多くが、授業をさぼったり、授業中に司法試験勉強をするという状況⁽¹⁰⁴⁾が発生し、法学本科3年次の教育が正常に行えないという状況が生じている。

上記の影響がすべての大学で生じているとは限らず、また、上記の影響をある程度は解消する方策（後述三、2. (5) 参照）も——その是非はともかく——一存在するのであるが、従来からの法学本科教育体制を維持した場合には、上記のような影響が生じるおそれが高いということは確かであろう。

なお、上記の影響が生じたのは、2008年9月以降であると思われる⁽¹⁰⁵⁾。

6. 法学教育機関の淘汰リスクと司法試験対応への圧力

上述（二、1.）の学生数の急拡大と対応して法学教育機関の数も第四の時期において急増した。このように急増した法学教育機関のうち、基盤の弱いものについては、上記（二、2.）の就職難に伴い、淘汰される「リスク」が認識されるようになってきた。（中国では、水準の低い法学教育機関を淘汰するという制度は未だ整備されていない⁽¹⁰⁶⁾ので、現状では、このリスク認識は、学生減少による淘汰や、将来の淘汰の予期という形をとっていると思われる。）

司法試験との関係では、これは、次のような文脈であらわれてくる（以下は、いずれも、筆者による要約である。）。

ブランドを創出し、又は既存の地位を維持する必要のある多くの学校についていえば、卒業生の就職状況はその名声・前途に直接に関わってくる。

就職状況が悪い状況において、司法試験にはブランド効果がある。司法試験合格率を高めることは、競争において重要であり、それゆえに司法試験に焦点を合わせて教育改革を行うということが多くの学校において行われている。⁽¹⁰⁷⁾

就職難により、法学生の関心が司法試験に移ったという状況において、司法試験への有用性ということを基準に学生が教師を評価するようになり、そして、教師が学生から評価を得られなければ、教師個人が、ひいては、専攻課程自体が生存の危機に直面することになる。⁽¹⁰⁸⁾

司法試験は、法学教育の品質検査に、公認の評価基準を設けた。司法試験合格率が法学教育の品質評価の重要な要素の一つになるということは、既に広く社会に受け入れられている。これは、優勝劣敗の市場競争メカニズムを形成するのに有利であり、教育レベルが低い法学院（即ち、司法試験合格率の低い法学院）は、早晩淘汰され退場し、法学教育のマクロ的な発展規模が有効に制約されるであろう。⁽¹⁰⁹⁾

現在 600 以上ある法学院・法学部には、「有名な総合大学」や「専門の政法学院・政法大学」もあり、また、「農業、医科、理工、高等師範等を含む地方の高等学校」⁽¹¹⁰⁾や「民間高等学校」もある。高等師範学校での法学教育は、基本的に本科を主としているが、教員の水準、教育の質、教育経験、資金・施設のサポート等の面において、前二者に少なからず劣る。新興の法学本科専攻に対する評価を強化して退場メカニズムを確立すべきであるという提案をする学者も存在する。卒業生の就職難の圧力と優勝劣敗の競争の危機にさらされた高等師範の法学本科教育が、この包囲網を突破して、生き延びるためには、教育改革を行う必要がある。高等師範学校

の法学本科教育において、司法試験の中核的地位及び指針としての作用を強化するということは、不可避である。⁽¹¹¹⁾

高等学校が林立し、法学専攻が雨後の竹の子のように現れた状況の下、生存を求め、及び発展することは、地方の学校の法学専攻がいずれも検討に努めている問題である。⁽¹¹²⁾

このように、司法試験合格率を高めるための対策は、淘汰リスクを感じる教育機関及びその教員（典型が地方の新興の法学本科課程の教員）にとっては、「生き残りのため」という側面があることになる⁽¹¹³⁾。一方、淘汰リスクが無いトップレベルの教育機関においては、司法試験合格率を高めるための対策を講じる必然性は存在しないと考えられる^{(114), (115)}。

三、司法試験と法学教育の関係についての議論

1. 概観

司法試験開始後間も無い時期から、司法試験が法学教育に与える影響として、ダブルスクール現象の発生およびそれに伴う正規法学教育の空洞化が懸念されていた⁽¹¹⁶⁾。この懸念は既に現実化しており、特に、地方の新興の法学本科課程（以下「地方新興本科」という。）において突出しているといわれる^{(117), (118)}。

つまり、地方新興本科においては、淘汰リスクからくる司法試験対応の圧力が高い⁽¹¹⁹⁾のと同時に、維持すべき「本来の法学教育」も既に空洞化している場合がある、ということになる。そこで、司法試験に対応した法学教育（以下「司法試験対応教育」という。）を実現する方向での議論・主張がなされることになる。

一方、（自身に淘汰リスクがない）トップレベルの教育機関（又はその教員）

においては、高等法学教育において淘汰が生ずることに特段の痛痒はなく、むしろ、淘汰促進につながる方向での議論・主張が見られる。

以下では、最近の文献から、これら議論・主張を紹介する。

2. 地方新興本科における司法試験対応教育を肯定する議論・主張

(1) 概観

地方新興本科における司法試験対応教育を肯定する議論・主張には、司法試験対応教育を（試験対策機構ならぬ）高等法学教育機関が行うことが「認められる」ことに関する議論・主張と、認められることを前提として「具体的にどのようなことができるか」ということに関する議論・主張がある。

前者については、「認められる」という結論を導くためのロジックとして、(a)「司法試験対応教育は、実は、高等法学教育の位置づけとして従来から一般的に言われてきたものと合致するものである」というもの（後述三、2. (3)）と、(b)「地方新興本科における高等法学教育の位置づけは、従来から一般的に言われてきたものとは異なる」というもの（後述三、2. (4)）の二種がある。

後者については、法学本科について教育部が定めるカリキュラム規制（上述二、3. (3) ①）の枠内でどのようなことができるのか、ということが問題となる。

以下、これらに関する状況——筆者が接したものに限られるが——の概略を簡単に紹介する。

(2) 「認められる」か否かの議論の前提——高等法学教育の位置づけ

高等法学教育において司法試験対応教育が認められるか否かという議論の出発点として、高等法学教育の本旨が問題となる。これは、中国では「法学教育の位置づけ（[定位]）」の問題（の一環）として議論されているところである⁽¹²⁰⁾。

これについては、「残念なことに、新中国が成立して以来、わが国の法学教

育の位置づけ問題については、徹底的な解決又は非常に明確な見解は得られていないようである。理論界においても、わが国法学教育の位置づけについては、見解がまちまちであり、結論が一致せず、現在⁽¹²¹⁾に到るまで、比較的一致した結論も形成されていない。」⁽¹²²⁾といわれている。法学教育のうち、高等法学教育、更には法学本科の位置づけについては、最近の「法学本科廃止論争」⁽¹²³⁾においても大いに議論がなされ、特に一致した結論が出ていないところである。

しかしながら、法学本科を含む法学教育の目的が、裁判官、検事、弁護士等の法律職業の従事者を養成するという狭い目的ではなく、より広い社会的需要にこたえるものであるという点は、一般的に了承されているようである（以下、この考え方を「複合説」という）。これは、法学教育の規模⁽¹²⁴⁾及びその発展の経緯⁽¹²⁵⁾に鑑みれば当然のことであろう。複合説は、より具体的には、概ね次のような考え方である。

「中国法学教育の育成目標は多様化しており、法学教育は法律職業家を養成するだけでなく、治国の人材を養成するものである。法学教育は学生に法律の専門知識を講義するだけでなく、その総合的素質及び理論水準の向上に着目しなければならず、複合型の優秀な専門人材を養成しなければならない。」⁽¹²⁶⁾

「複合説が、相当程度において、多数の学者及び政府の見解を代表している。これは、即ち、次のように考えるものである。『我々の法学教育は三つの任務に直面している。第一は、法律職業共同体の全体が必要とする人材の育成である。第二は、・・・(中略)・・・複合型知識を備えた法律人材に対する各業界の需要をどのように満たすか、というのが目下速やかに解決する必要のある課題である。第三は、・・・(中略)・・・市民（〔公民〕）の法律意識を高め、社会全体の法律意識の養成・向上の促進を担わなければならない。』」⁽¹²⁷⁾

(3) 「司法試験対応教育は、複合説の下での法学教育の位置づけと合致する」というロジック

伝統的な高等法学教育の内容と司法試験対策とにはズレがある。『苦勞して勉強した4年間は、3ヶ月のトレーニングにも及ばない』という前述の言葉はそれを表しているし、また、「司法試験において、『博士は修士に劣り、修士は本科に劣り、法学本科は非法学本科に劣る』⁽¹²⁸⁾ということは、皆による長年の総括を経て得られた『客観的法則』である」⁽¹²⁹⁾ということも、このズレを示している。

これについて、「高等法学教育の任務・内容と、司法試験対策とにはズレがあり、かつ、ズレがあってしかるべきである。」というのが、複合説からの通常の帰結である⁽¹³⁰⁾。また、仮に、複合説をとらず、高等法学教育の任務を法曹（即ち、狭義の法律職業に従事する者）の養成においたとしても、高等法学教育では、法曹としての素養の涵養に重点が置かれることから、上記と同様の帰結となるのが通常であろう。

一方、仮に、「伝統的な法学教育が、教育目標として目指していたものが、司法試験により測定される」という事実認識に立つのであれば、伝統的な法学教育を司法試験対応教育に切り替えることに、問題はないということになる。

このことを、正面から、まじめに主張する論文⁽¹³¹⁾（以下「周文論文」という。）が、存在する。そこにおいては、司法試験の刑法の問題を詳細に検討・分析した上で、次のような結論を導いている⁽¹³²⁾（以下は筆者による要約である。）。

司法試験において、数年来の刑法の過去問題（[真題]）は、全体として、素質教育の理念における次の各項の特徴を体現している。

- ① 記憶を基礎とする知識応用能力の考査を重視している。
- ② 刑法知識の深い理解（又は細部の正確性）と体系性の結合を重視している。

- ③ 刑法の試験問題は、刑法解釈学と法哲学の統一を体现している。
- ④ 刑法の試験問題は、知識の基礎性（一般教養性（〔通識性〕））と学術性の統一を体现している。
- ⑤ 刑法の試験問題は、知識の理論性及び学術性と興趣性及び興味性の統一を体现している。

要するに、司法試験における刑法の過去問題のデザインは、全体として、理論・知識と実践能力の統一という素質教育の理念を体现している。

司法試験は、当面の法学教育が試験対策教育（〔應試教育〕）から素質教育へと向かって進む際における風向計（〔風向標〕）となるべきである。一部の学者がいわゆる「学術教育」、「一般教養教育」の名目で司法試験を批判するのは、批判の対象を間違っている。

周文論文については、これに丁寧に反駁する論文⁽¹³³⁾（以下「郭論文」という。）が存在する。

上述（二、4、(3)）の中国の司法試験の内容的な特徴——試験範囲が広く、選択式問題の配点が高く、持ち込み禁止スタイルである——に鑑みれば、中国の司法試験の具体的出題内容についての周文論文と郭論文の検討内容に立ち入るまでもなく、周文論文の主張の説得力は低いと感じられる。

郭論文においても、「法学本科教育全体が司法試験のために奉仕する（〔服務〕）べきであるという考え方が、現在、少なからぬ学校の教師・学生において既に流行している。甚だしきに至っては、『司法試験を法学教育の指導方向とするべきである』と直截に主張する学者すら存在する。」と指摘した上で、その代表格が周文論文であるとしている⁽¹³⁴⁾。即ち、周文論文の主張は、かなり極端なものであり、現時点で一般の支持を受けているものではないと思われる。しかし、支持の多少にかかわらず、周文論文の主張が、地方新興本科において司法試験対応教育を行うことについて理論的な正当化根拠を提供するものである

という点には留意が必要であろう。

一方、これとは別の文脈——中国における司法試験改革の議論との関係——で、「伝統的な法学教育が教育目標として目指していたものが、司法試験を改善することにより測定可能となる」という考え方があるように感じられる。

例えば、北京大学の潘教授他の論文においては、司法試験を改革し、丁度、日本の旧司法試験の択一式及び論文式のような二段階の形式と内容（論文式においては非通説の主張が許される）を持つ試験とすることが主張されている⁽¹³⁵⁾。そして、同論文においては、このようにすれば、司法試験が「法学教育に対して、相当積極的な導きの作用（[引導作用]）を果たすことに疑いはない」⁽¹³⁶⁾とする一方、それにより、社会にどのような人材が輩出できるのかということについては重点が置かれていない。

郭論文においても、その締めくくりにおいて「もしも、現在の法学教育の位置づけが正確なものなのであれば、改革すべきは現行の司法試験制度である」⁽¹³⁷⁾と述べており、司法試験制度を改革すれば法学教育と司法試験との間の問題状況が解決すると考えていることが伺われる。

仮に、中国の司法試験改革が潘論文の提案するような内容で、又は、その他、法学教育と整合するような形で実現すれば、法学教育と司法試験の間の緊張関係は解決するかもしれない。しかし、それは、「きちんとした法学教育を提供する大学で、優秀な学生が、大学の勉強をきちんとやれば、司法試験に合格する」ということを意味するのみであり、「司法試験を通じて、法曹としての良い資質を有する者を社会に供給することができるか」という本来的な問題⁽¹³⁸⁾とは全く別次元の問題であることには注意が必要であろう。

(4) 「地方新興本科における高等法学教育の位置づけについては、複合説はあてはまらない」というロジック

「地方新興本科における高等法学教育の位置づけについては、複合説はあて

はまらない」ということを理由に地方新興本科における司法試験対応教育を正当化しようとする主張が存在する。これは、具体的には、次のような主張である（以下は、いずれも、筆者による要約である。）。

いくつかの有名高等学校においては、その教育目標を、基礎が厚く、間口が広く、複合型で、素養の高い法律人材の養成と位置づけ、複合的でハイレベルな専門人材を養成するべきである。一方、地方の新興の本科においては、養成目標を、行政機関、裁判機関、検察機関、法律サービス機構、事業単位及び社会团体並びに企業等において実際の法律業務に従事しうる応用型人材の養成と位置づけるべきである。⁽¹³⁹⁾

地方社会に奉仕するということを地方の学校の運営目標とするべきである。第一に、地方の学校は一般に、現地政府のサポートの下にあり、行政上も地方政府に帰属しており、学校教育の経費の大部分は、地方政府が支給している。第二に、高等教育は、社会の発展のために人材を育成し、社会に直接奉仕すべきである。そして、地方の学校の学生の多くは、その地方の出身であり、主としてその地方で就職する。従って、地方の高等学校による人材養成は、地方の経済・社会の発展の必要性をその指導方向としなければならない。そのようにしてはじめて、人材の就職問題も解決することができる。⁽¹⁴⁰⁾

ブランド校及び専門的な政法学院・政法大学と比べ、地方校の法学専攻は、各種条件が劣っており、重点大学と同様のやり方をすれば、学生には社会的競争力がなくなってしまう。重点大学とは別のやり方をせねばならない。もしも、より多くの司法試験合格者を排出することができれば、地方の法律職業共同体の建設に重要な作用を果たすことができ、学生の就職にも大

いに有益である。⁽¹⁴¹⁾

地方の学校の法学教育は、現実を尊重しなければならない。地方の学校は、エリート人材及びハイレベル研究者を養成するには力不足である。司法試験に対応するための総合的素質及び職業能力を学生に備えさせ、法律人材を輩出することが、地方の学校の法学本科教育の最重要目標となるであろうことには疑いがない。⁽¹⁴²⁾

このような主張は、相応の説得力を持つように思われる。そもそも、複合説の前提は、社会の各分野に法律人材に対する需要が存在するということであった。しかし、地方新興本科が養成する法律人材にはそのような社会的需要が存在しないということが、就職難という客観的状況から明らかになっているからである。

地方においては「司法試験に合格さえすれば、就職には全く問題はない。」⁽¹⁴³⁾という状況が存在すると思われ、そして、学生が就職難に陥っている状況で、就職状況を改善するような教育を行うことを抑止することは——法学教育の位置づけ論はさておき——難しいのではなかろうか。

(5) 「司法試験対応教育として具体的にどのようなことができるか」ということに関する提案・実施状況

司法試験対策機構と異なり、法学本科教育においては、教育部が定めるカリキュラム規制（上述二、3. (3) ①）があるため、その枠内で、司法試験に対応していくことになる。具体的には次のような対応策が考えられ、又は実施されている。

① 司法試験対策として有益な科目の新設・必修化

選択科目については、各大学に決定権限がある⁽¹⁴⁴⁾。そこで、司法試験対策

として有益な科目を選択科目として開設することが考えられる。更に、それを必修科目にすることも、考えられる⁽¹⁴⁵⁾。

この点、ケースメソッド（[案例教学法]）は、司法試験対策として有益であると一般的に認識されている⁽¹⁴⁶⁾。そこで、事例研究科目を開設すること、更には、それを必修科目にすることが、司法試験対策として考えられる。

例えば、湖北省の三峡大学⁽¹⁴⁷⁾政法学院⁽¹⁴⁸⁾の法学本科——典型的な地方新興本科の一つであると思われる⁽¹⁴⁹⁾——では、ケースメソッドを徐々に取り入れており、現時点で、刑事事例研究、民事事例研究及び行政法事例研究を選択科目として開設しているが、司法試験対応教育の強化という観点から、同学院の講師である覃氏⁽¹⁵⁰⁾は、これらを必修科目とすることを提案している⁽¹⁵¹⁾。

② コア科目の教育内容の改変

法学本科のカリキュラムではコア科目を必修科目として開設しなければならない⁽¹⁵²⁾が、司法試験科目とコア科目は概ねオーバーラップしている⁽¹⁵³⁾。したがって、コア科目の講義内容を司法試験向けにすれば、司法試験対策として有効であるということになる。

例えば、上述の三峡大学政法学院の覃氏は、司法試験対応教育の強化という観点から、事例研究科目以外の法学専門科目についても、伝統的な一方的な講義方式を改め、ケースメソッドを導入するべしと提案する⁽¹⁵⁴⁾。

また、ソクラテスメソッドを導入すべしとの主張もある⁽¹⁵⁵⁾。

更に、現実には、授業で司法試験の過去問題を講義する学校も存在するといわれる⁽¹⁵⁶⁾。

③ 司法試験に適した教材の選択

司法試験合格率を高めるためには、司法試験に対応した教材、即ち、司法試験指定教材の編者・著者が執筆した教科書を使用する必要があると指摘されて

いる⁽¹⁵⁷⁾。それに加えて、司法試験に適した教材を学校が自ら作成することも提案されている⁽¹⁵⁸⁾。

④ 実務系科目の強化

模擬裁判、実習等の実務系科目も、司法試験との関係で有益であるとの指摘がある⁽¹⁵⁹⁾。

なお、上述の三峡大学政法学院では卒業実習は4年後期に行われ、実習先は学生がそれぞれ探す上に、その時期の学生は就職活動や公務員試験対策に忙しく、効果が低いので、その点には改善が必要であるとも言われている⁽¹⁶⁰⁾。

⑤ 司法試験に関連性の薄い科目の削減

司法試験との関連性の高い科目に力を入れる一方で、法哲学、法制史、法社会学等の基礎法学科目を削減する学校もあるということが指摘されている⁽¹⁶¹⁾。

基礎法学科目のうちコア科目は、科目自体を削減することはできないが、その分量を削減することが提案されている。これは、削減対象科目について「司法試験の内容を教育内容とし、講義時間を縮減するべきであり、例えば、三つの国際法及び法制史といった科目は概論の形式で開設して全く差し支えない。」⁽¹⁶²⁾というものである。

また、「一部の学校は、司法試験を『タクト』として、大量に共通科目⁽¹⁶³⁾を削減した」ということも指摘されている⁽¹⁶⁴⁾。

⑥ 司法試験合格経験（更には実務経験）を有する教員の採用

「今後法学教員を選択する際には、司法試験に合格しているか否かを尺度の一つにする必要がある」⁽¹⁶⁵⁾と主張する見解がある。

司法試験合格経験を有する教員の方が、司法試験対応教育に適しているという考え方はごく自然であろう。

これを、司法試験は、法学基礎理論・知識を考査するだけでなく、具体的事件の解析能力を考査しており、従って、実務経験のある教員に分があるということ、及び、そのような教員の方が学生の信任を得ることができるということから説明するものもある⁽¹⁶⁶⁾。

具体例として、河南省の南陽師範学院法学院では、大部分の教員が司法試験に合格して弁護士執務証書を取得しており、また、弁護士事務所とも提携しており、これがうまくいっていると報告されている⁽¹⁶⁷⁾。

⑦ 時期的側面についてのカリキュラム編成の工夫

上述(二、5.)のように、大学1年次、2年次において提供される専門科目は少ない。この状況を変更した上、全てのコア科目が3年次で完了するようにカリキュラムを組むということが提案されている⁽¹⁶⁸⁾。(もちろん、それが司法試験対策として機能するためには、コア科目の授業内容が司法試験対応になっている必要があるであろう⁽¹⁶⁹⁾。)

⑧ 試験方式の変更

本科教育における試験の方式も、司法試験に対応して調整するということが提案されている⁽¹⁷⁰⁾。実際に、期末試験に、司法試験問題を出す学校も存在するといわれる⁽¹⁷¹⁾。各科目の教育内容を司法試験対応にした上で、期末試験の内容・形式も司法試験類似にすれば、まさに司法試験に対応した教育ということになるであろう。

⑨ その他

司法試験対策機構と提携する学校も存在し、また、9月に新学期が始まったあと司法試験実施まで休講にしてしまう学校は少なからず存在するといわれる⁽¹⁷²⁾。

以上のような提案・実施状況を述べる文献においては、それが、法学教育の質の改善につながるといった内容の記述が添えられていることも多い。しかし、そもそも、「生き残り」という現実的な理由が司法試験対応の動機となっていること、公刊物への掲載にあたりある程度の「言い訳」が必要であることなどを考慮すれば、そのような記述を額面通りに受け取って良いかには疑問がある。更に、公刊物には書きにくいようなより露骨な司法試験対策がなされている可能性も否定できない。

いずれにせよ、上記のような各内容を実施すれば、法学本科教育が相当程度に司法試験に対応したものになることには間違いはないであろう。

なお、このような司法試験対応教育の負の側面として、教員の才能を殺し、教育資源の浪費につながる、法学院と司法試験対策機構の分業に混乱をもたらす、法学院の価値の毀損につながる等といった至極もつともな指摘もなされている⁽¹⁷³⁾。

3. 淘汰を促進する方向につながる議論・主張

地方新興本科（乃至高等法学教育機関全般）の淘汰を促進する方向につながる議論・主張としては、次のようなものが挙げられる。

- ① 評価制度の創出を通じた淘汰を提唱するもの⁽¹⁷⁴⁾（ただし、それは実現困難であるという指摘もある⁽¹⁷⁵⁾）
- ② 司法試験が法学教育の品質を測る尺度となることを強調するもの⁽¹⁷⁶⁾
- ③ 司法試験の受験資格を、限定することを主張するもの（法学本科の卒業者への限定を主張するもの⁽¹⁷⁷⁾、法律職業修士の卒業者に限定することを主張するもの等⁽¹⁷⁸⁾がある）

このうち、上記②については、若干の疑問がある。司法試験の測定対象は抽象的に設定されているだけであるし⁽¹⁷⁹⁾、中国において「現行の司法試験を通

じて、法曹としての良い資質を有する者が社会に実際に供給されている」ということが共通の認識になっているとも思えない⁽¹⁸⁰⁾。また、仮に、司法試験の方式・内容を変更したとしても——中国において求められる法律家の資質が日本において求められるものと同種であるならば——「司法試験を通じて、法曹としての良い資質を有する者を社会に供給すること」は、そもそも困難であると思われる⁽¹⁸¹⁾。そのような状況に鑑みれば、司法試験が法学教育の品質を測る尺度であることを強調することには意味が無く、むしろ、司法試験対応教育の促進により法学教育の本来の目的が損なわれる可能性が懸念される⁽¹⁸²⁾。

四、むすび

法学教育の規模の過剰拡大という状況が生じてしまった以上、その縮小過程においては、不利益を被る教育機関、教員個人が確実に発生することになる。評価制度の創出を通じた淘汰や、司法試験の受験資格限定による淘汰が実現しないとすれば⁽¹⁸³⁾、誰が不利益を被るのか（即ち、どの学校・専攻が淘汰されるのか）ということは、市場原理により——主として学生募集難の程度により——決定される可能性が高い⁽¹⁸⁴⁾。

そのような状況の下、淘汰されるリスクのある学校・専攻においては、淘汰回避策をとる必要がある。そして、淘汰回避策の主要なものとして、本稿で紹介した司法試験対応教育が位置づけられることになる。司法試験対応教育が淘汰回避策としてどれほどの実効性を有するかは不明であるが、より有効な他の淘汰回避策も見当たらないというのが現状ではないと思われる。

なお、本稿では、法学修士及び法律修士の教育課程と司法試験との関係に立ち入ることはできなかったが、ダブルスクール及びそれに伴う教育の空洞化の問題は法学修士及び法律修士についても同様に存在すると思われる⁽¹⁸⁵⁾、⁽¹⁸⁶⁾。

- 1 司法試験の受験資格には、「法学教育を受けたこと」は含まれていない（後述二，4. (3) ⑤参照）。従って、「非法学教育→司法試験→職業教育」というルートも存在する。
- 2 鈴木賢「(補論) 中国の法曹制度」広渡清吾『法曹の比較法社会学』（東京大学出版会，2003年）341頁以下所収379頁（再引用），潘他・後掲（注115）59頁等。
- 3 2008年から法学本科在学中に司法試験の受験が可能になったことが，法学本科教育に大きなインパクトを与えた（本稿二，5. 参照）。
- 4 李建偉＝夏敏「正確發揮司法考試對本科法學教育的導向性作用－以近期司法考試改革動向為背景」中国司法2009年1期（CNKI）97頁。
- 5 木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門（第5版）』（有斐閣，2009年）335頁。
- 6 本稿における他の文献の引用で「学部」となっている箇所は，「本科」が原語であると理解して通常差し支えない。
- 7 書籍を除く文献の多くは，CNKIにより入手した。CNKIにより入手可能な文献については，主として2008年から2010年の文献を中心に検討しており，それ以前の文献については，重要性が高いと思われるもの限り検討したにとどまる。これは，2008年が一つのターニングポイントになっていること（本稿二，5参照）を考慮したものである。
- 8 梁慧星（渠濤訳）「中国の法学教育と人材育成」曾根威彦＝榎澤能生編『法実務，法理論，基礎法学の再定位－法学研究者養成への示唆－』（日本評論社，2009年）205頁以下所収205頁。徐顯明『中国法学教育状況』（中国政法大学出版社，2006年）9-33頁においても概ね同様の分類がなされている。
- 9 梁・前掲（注8）207頁。
- 10 第二の時期を更に反右派闘争の時期と文革期に分け，5分類とする論者も多いようであり，また，論者により，各時期の期間が若干ずれることもある（徐顯明・前掲（注8）9頁（本文及び脚注1）参照）。
- 11 梁・前掲（注8）206-207頁。
- 12 大学法学部の専科・専科生は日本の短大・短大生に相当する（梁・前掲（注8）207頁）。（なお，「本科」については一，1. 参照）。
- 13 学生数に関する統計は多々存在するが，ここでは，数値の連続性が分かりやすいものを選んで，図表1及び図表2として掲げた。

- 14 徐顯明『中国法学教育状況（2006）』（中国政法大学出版社，2007年）46頁。
- 15 法学教育，法律業務等において「政法」と言われる場合には，それは，「プロレタリアート独裁〔専政〕の手段〔工具〕としての法」を意味する（木間他・前掲（注5）333頁）。
- 16 徐顯明・前掲（注14）24頁「五，小結」においては，2006年の法学教育を次のように総括している。

中国法学教育の改革及び発展に伴い，2006年度において，中国法学教育の各種データからみると，法学教育教員・法学類専攻学生の数量であると法学科学研究発展状況等の方面であるとを問わず，いずれにおいても盛んに発展する形勢となっている。法学は，全ての人文社会科学の学科の中で，争う余地なく，「人気学科」（〔熱学〕）及び「名高い学科」（〔顯学〕）となった。・・・（後略）・・・。
- 17 徐顯明『中国法学教育状況（2007）』（中国政法大学出版社，2009年）24頁「四，小結」においては，2007年の法学教育を次のように総括している。

2007年において，全国の普通高等学校の法学専任教師の数量は依然として増加の形勢にあったが，・・・（中略）・・・全国の普通高等学校の法学学生の養成状況について言えば，法学本科・専科生の募集は2006年と基本的に同様であり，法学の大学院生の募集は引き続き増加し，法学成人教育の本科・専科生は減少傾向にある。・・・（中略）・・・全国の高等学校法学研究機構の数量は，2006年に比してやや減少し・・・（後略）・・・。
- 18 朱立恒『法治進程中的高等法学教育改革』（法律出版社，2009年）22頁。
- 19 梁・前掲（注8）217頁（脚注21）。
- 20 梁・前掲（注8）206頁より再引用（原文未見）。
- 21 梁・前掲（注8）207頁。
- 22 梁・前掲（注8）207頁。霍憲丹『中国法学教育反思』（中国人民大学出版社，2007年）66頁も同旨。
- 23 市場経済体制建設が法律人材への需要（又は需要が生ずるとの予測）と結びついたのは，「一般的に，人々は，市場経済とは一定程度において法制経済である，と考えていた」（朱・前掲（注18）19頁）からである。
- 24 梁・前掲（注8）208頁。
- 25 例えば，1995年12月に國務院辦公庁が發布した「聴取司法部關於法学教育問題匯報的會議紀要」と題する文書は，「法学教育の規模は，新時期における経済・社会発展及び民主法制建設の法律人材に対する需要に応じていない。法律人材の需給の矛盾を緩和するために，国家は，教育發展面において法学教育に適当な傾斜をな

- し、第九次五カ年計画期間において法学教育が比較的速く発展するようにできるだけ努めさなければならない。」と指摘していた(朱・前掲(注18)21頁より再引用(原文未見))。
- 26 徐顕明=李龍=公丕祥=丁露=李静「規範與創新－法学教育大家談」中国大学教学2008年第2期17頁(CNKI), 18頁。なお、この文献は、教育部高等学校法学学科教学指導委員会と中国法学会法学教育研究会が2007年11月30日から同年12月2日に南京で開催した「法学本科教育改革論壇」の基調報告([主題発言])を抜粋したものである。
- 27 王春業「地方院校法学本科教育当以司法考試為導向」太原理工大学学报(社会科学版)2010年1期(CNKI)74頁。同報告の原文は未見。
- 28 覃美洲「司法考試視野下の法学本科教学改革路径研究－以三峡大学为例」黑龍江高教研究2009年12期(CNKI)171頁。同報告の原文は未見。
- 29 そこで、法学本科卒業者の就職難は法学本科固有の問題ではない、との見解もある(徐顕明・前掲(注14)42頁参照)。
- 30 法学固有の問題として、例えば「法学専攻を卒業する学生の大半は裁判官、検察官、弁護士等の法律職業又は法律職業と関連する職業にしか従事できず、その他の職業に従事する者は相対的に少ない」(葛龍「我国法学本科教育與司法考試的辯証分析」黑龍江高教研究2010年1期(CNKI)150頁)という指摘がある。
- 31 実際は、司法試験は9月に実施されるのが通常である。2004年から2009年の司法試験の実施日はいずれも9月であり、2010年についても9月に実施する旨が公告されている。2002年は3月に、2003年は10月にそれぞれ実施されているが、これについては、前者は第一回試験であったことに起因する例外であり、後者はSARSに起因する例外であった旨が司法部系のサイトにおいて説明されている(http://www.legalinfo.gov.cn/moj/sfks/content/2009-05/31/content_1098036.htm?node=8010:2010年9月3日アクセス)。
- 32 徐顕明他・前掲(注26)18頁。
- 33 木間他・前掲(注5)345頁。なお、後述二、5、参照。
- 34 実際に、最近(2010年)の文献においても、「法学専攻はもはや人気専攻([熱門專業])でも就職時の人材不足専攻でもない。法学本科卒業生の就職難は、既に社会全体が非常に重視する問題となっている。」と述べられている(郭翔「論司法考試與法学教育の關係－兼與周詳、齊文遠兩位先生商榷」法学2010年2期(CNKI)66頁)。
- 35 李建偉他・前掲(注4)97頁。

- 36 例えば、木間他・前掲（注5）「第11章 法学教育と法曹養成」。
- 37 霍・前掲（注22）66頁。
- 38 「法律職業」の意味については本稿二，4．（4）参照。
- 39 梁・前掲（注8）208-209頁。
- 40 鈴木・前掲（注2）377頁。
- 41 木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨『現代中国法入門（第2版）』（有斐閣，2000年）282頁。
- 42 朱・前掲（注18）23頁。なお、科目名を「法理学，中国法制史，憲法学，行政法・行政訴訟法学，民法学，商法学，知的財産権法，経済法学，刑法学，民事訴訟法学，刑事訴訟法学，国際法学，国際私法学，国際経済法学」（下線は筆者による）と記載する文献もある（劉坤輪『法学教育與法律職業銜接問題研究』（中国人民大学出版社，2009年）216頁）。
- 43 木間他・前掲（注5）338頁。
- 44 曹義孫＝胡曉進＝梁文永主編『三十年中国法学教育大事記（1978-2008）』（中国政法大学出版社，2009年）328頁。なお、この二科目の名称を「環境法・資源保護法学，労働法・社会保障法学」（下線は筆者による）と記載する文献もある（劉・前掲（注42）216頁）。
- 45 梁・前掲（注8）209-210頁。
- 46 梁・前掲（注8）210頁。
- 47 朱・前掲（注18）23頁。
- 48 梁・前掲（注8）211頁。
- 49 梁・前掲（注8）218頁（注32）。
- 50 梁・前掲（注8）211頁。
- 51 同前。
- 52 徐顕明・前掲（注8）366頁。
- 53 徐顕明・前掲（注8）366-367頁。同書においては、時期について「現在」という表現が用いられているが、前後の内容から、そこでいう「現在」とは2005年から2006年頃のことを指すと理解できる。
- 54 徐顕明・前掲（注8）374頁。
- 55 「法律職業」の意味については本稿二，4．（4）参照。
- 56 李時琼＝李湘勇「論我国司法考試背景下的法学教育改革」湖南稅務高等專科學校学报 2010年2期（CNKI）60頁。
- 57 法学本科においてダブルスクール状況が発生していること、及びその問題点を比

- 較的詳しく紹介する最近の文献として、徐曉波「司法考試対法学本科教育の影響及高校應對」湖南科技学院学报 2010 年 1 期 (CNKI) 143 頁、廖煥国 = 楊瑞蘭「司法考試視野下的法学本科教育模式改革」法制與社会 2010 年 15 期 (CNKI) 233 頁等がある。
- 58 例えば、ダブルスクール状況の問題点を紹介する前注 57 記載の両文献においては、司法試験対策機構の存在自体を問題視する、又は、司法試験対策機構を批判するような記載は存在しない。
- 59 司法試験制度の導入の背景、試験内容、問題点等を紹介する日本語文献として、さしあたり、丁相順「中国の司法制度改革と法曹養成制度—国家統一司法試験制度の導入を中心に—」国際商事法務 35 卷 7 号 (2007 年) 965 頁、山下昇「中国の法曹制度と司法試験事情」久留米大学法学 44 号 (2002 年) 180 頁、宇田川幸則「中華人民共和国における法曹養成制度改革のうごき」比較法研究 68 号 (2006 年) 177 頁等が挙げられる。
- 60 鈴木・前掲 (注 2) 379 頁。
- 61 司法試験はその難度及び影響力から、「天下一の試験」(「天下第一考」)と呼ばれている (徐顕明・前掲 (注 8) 366 頁)。
- 62 全国人民代表大会常務委員会 2005 年 8 月 28 日採択、2006 年 3 月 1 日施行。
- 63 裁判官法 (2001 年改正) 51 条後段、檢察官法 (2001 年改正) 54 条後段。
- 64 「国家司法考試実施辦法」。最高人民法院・最高人民檢察院・司法部 2008 年 8 月 8 日發布、同日施行。
- 65 「国家司法試験実施規則 (試行)」が 2008 年に改正されて「国家司法試験実施規則」となった。
- 66 「国家司法考試実施辦法 (試行)」。最高人民法院・最高人民檢察院・司法部 2001 年 10 月 31 日發布、2002 年 1 月 1 日施行。
- 67 葉秋華 = 韓大元 = 丁相順「建構法学教育與司法考試的良性互動關係—“法学教育與司法考試” 研討会綜述」中国法学 2003 年 2 期 (CNKI) 191 頁。
- 68 「国家司法試験実施規則」9 条 1 項、「国家司法試験実施規則 (試行)」8 条 1 項。
- 69 「国家司法試験実施規則」8 条 2 項、「国家司法試験実施規則 (試行)」7 条 2 項。
- 70 「国家司法試験実施規則」9 条 2 項。「国家司法試験実施規則 (試行)」8 条 2 項。
- 71 第 1 回司法試験の試験科目は、中国法学教育界の意見を広く集めた上で確定されたが、それは教育部が定める法学教育コア課程体系を試験範囲のメインとするものであった (葉他・前掲 (注 67) 191 頁)。
- 72 山下・前掲 (注 59) 172-173 頁。

- 73 「司法部公告2010年第96号」(司法部2010年5月31日發布; http://www.moj.gov.cn/sfks/content/2010-05/31/content_2148131.htm (2010年8月4日アクセス); 以下「2010年96号公告」という)二(二)。(なお、「www.moj.gov.cn」は、司法部のオフィシャルサイトである。)
- 74 山下・前掲(注59)172頁。
- 75 「2010年96号公告」二(二)。
- 76 劉行星=張勇「《2004年国家司法考試大綱》解讀及其評析」中国司法2004年7期(CNKI)77頁,「北京市司法局關於2002年北京地区国家司法考試公告」(北京市司法局2002年1月4日發布)第三項。(第一回司法試驗の実施要領に関する司法部の2002年公告は未見。)
- 77 郭・前掲(注34)63頁。
- 78 劉行星「《2005年国家司法考試大綱》分析及其評解」中国司法2005年5期(CNKI)83頁。
- 79 郭・前掲(注34)63頁。
- 80 覃・前掲(注28)172-173頁。
- 81 「国家司法試驗補習書」の執筆者は、同書末尾の執筆者一覧により、知ることができる。
- 82 「国家司法試驗實施規則」10条。「国家司法試驗實施規則(試行)」9条。
- 83 蘇号册「論国家司法考試方式與題型的改進」(司法部国家司法試驗局〔司法部国家司法考試司〕のウェブサイト(http://www.legalinfo.gov.cn/moj/sfks/node_305.htm)に掲載された文章。2010年8月8日に最終確認。)においては、中国の司法試験に対する改善提案の一つとして、司法試験管理機関が指定した法令集書籍を受験生が持ち込むことを認めるべきであるということが提唱されている。
- 84 「国家司法試驗實施規則」15条4号。
- 85 例えば、2010年の司法試験の受験資格について、一定の地域からの受験者については、学歴要件が「高等学校法律専攻の専科」へと緩和されていた(「2010年96号公告」一、(一)1。参照;緩和処理の期限は2011年12月31日まで)。なお、この緩和措置の根拠は2010年96号公告自体ではない(根拠規定は、同公告に記載されている)。
- 86 2008年8月以前においては、学歴要件は、『裁判官法』、『檢察官法』及び『弁護士法』の規定する学歴及び専攻〔[專業]〕条件に合致することというものであった(「国家司法試驗實施規則(試行)」13条4号)。(詳しくは次注参照。)
- 87 裁判官法(2001年改正)は、原則的として「高等学校法律専攻の本科又は高等学

中国における司法試験と法学教育の関係

校非法律専攻の本科」以上の学歴を初任裁判官に要求しつつ（同法9条1項6号）、一定の地域については所定の手続を経て例外的に「高等学校法律専攻の専科」まで学歴要件を緩和することができる旨を定めている（同条3項）。検察官法（2001年改正）10条及び弁護士法（2001年改正）6条にも同様の規定がある。（なお、現行弁護士法（2007年改正）からは、この規定が削除されているが、それは「司法試験合格者に関する学歴要件」を弁護士法で規定しないスタイルに変化したためである。）

実際にも、2004年の試験から、一定の地域からの受験者について、学歴条件が緩和されていた（宇田川・前掲（注59）179-180頁）。

88 前注31参照。

89 例えば、2010年の司法試験については、2011年の本科卒業予定者に受験資格が与えられ、試験日は2010年9月11日、12日である（「2010年96号公告」一（一）1.、二（一））。

90 厳密には、上記の地域的な緩和措置との関係で、「専科における法学教育と司法試験の関係」を問題にする余地が全くないとはいえない。しかし、この点には、本稿は立ち入らない。

91 「国家司法試験実施規則」8条1項、「国家司法試験実施規則（試行）」7条1項。

92 筆者が2010年8月11日に中国法令データベース（北大法律信息网）で検索したところ、狭義の法律及び行政法規において「法律職業」という言葉が用いられているのは1箇所のみであり、それは、「公証法」（全国人民代表大会常務委員会2005年8月28日採択）18条（公証員の資格要件）5号の「公証機構において2年以上実習し、又は3年以上のその他の法律職業経歴を有し、かつ、公証機構において1年以上実習し、考査に合格していること。」という条項であった。

93 中国における講学上の「法律職業」の意味については、主として二つの考え方がある。広義説は、裁判官、検察員及び弁護士に加えて、警察、公証員、法律顧問、立法業務従事者、法学教師、法学研究人員等も法律職業の範疇に含めて考える。狭義説は、裁判官、検察官及び弁護士のみが法律職業に含まれると考える。なお、「法律職業」は、英語の「Legal Profession」の訳語のようである。（以上、徐顕明・前掲（注8）342頁参照。）

94 「国家司法試験実施規則」2条1項、「国家司法試験実施規則（試行）」2条1項。

95 「国家司法試験実施規則」2条2項、「国家司法試験実施規則（試行）」2条2項参照。

96 2006年から2007年については、主として、胡光輝「中国における法曹養成制度の改革－弁護士を中心に」法律時報80巻4号（2008年）69頁、同「中国大陆と台湾の弁護士制度の現状及び問題（前半）」自由と正義61巻12号（2010年）71頁によっ

た。2002年から2005年については、主として、朱・前掲(注18)108-109頁及び「国家司法考試開考三年 平均十人参考約一人合格」(<http://www.china.com.cn/chinese/EDU-c/875461.htm> (2010年9月1日アクセス))によった。なお、上記各文献の数字には、若干の不一致がある。

- 97 近年、統計数字が公表されていないためと思われる。2008年及び2009年の数値を紹介するものもある(例えば、胡・前掲(注96;2010年の文献)71頁)が、資料間での数値のバラツキが大きいため、本稿では紹介しないこととした。
- 98 宇田川・前掲(注59)181頁。
- 99 朱・前掲(注18)104頁。
- 100 李建偉他・前掲(注4)97頁。
- 101 廖焕国「論法学本科教育與統一司法考試」法制與社会2009年36期(CNKI)313頁。
- 102 廖他・前掲(注57)233頁。
- 103 この点に関しては、「周知のように、大学1、2年次においては、一般に憲法、法理学等の少量の専攻基礎科目並びに刑法及び民法の一部分(総論部分)のみが開講される。法学専攻教育は大学3年次において本当の意味で始まり、大学4年次の前期においても多量の法学選択科目がある。」(徐曉波・前掲(注57)143頁)とも言われる。
- 104 このような状況は2008年以降にはじめて生じたというのではなく、従来からも存在したようである(葛・前掲(注30)2頁)。
- 105 この受験資格拡大は、2008年6月6日の司法部公告第75号により認められた(同公告は2008年の司法試験の実施要領についてのものであり、2009年以降について言及するものではなかった)。
- 従って、2007年9月に3年生となった学生は、2008年9月に司法試験が受験できることを3年次が概ね終了するまで予想できなかったと思われる。
- 一方、2008年9月に3年生となった学生は、2009年9月に司法試験が受験できることを、3年次開始時からある程度予想することができたと思われる。
- 106 何勤華「華東政法大學校長：以退出准入機制優化法學教育」(法制日報2009年5月8日の記事; www.edu-nw.com (新西部教育网)に転載されたものを2010年9月1日に確認)(一)1。
- 107 譚世貴「法學教育與司法考試的改革與協調」法治論壇2008年2期(CNKI)20頁。
- 108 葛・前掲(注30)150頁。
- 109 李建偉他・前掲(注4)96頁。李小峰「正確認識司法考試與法學教育之間的關係」

- 南陽師範学院学報 2010 年 5 期 (CNKI) 112 頁も概ね同旨。
- 110 ここていう「地方の高等学校」数が全体に占める割合は相当に高いと思われる。1997 年末の時点における法学本科学生に関する統計表によると、当時、全国で法学本科は、333 あったにすぎなかった。そして、そのうち、師範類学校が 72、理工系学校が 71、財務経済類学校が 36、農業医学類学校が 20、民族類学校が 10 であり、これら合計は 209 となっていた (霍憲丹『中国法学教育的發展與轉型 (1978-1998)』(法律出版社, 2004 年 8 月) 330 頁)。1998 年以降に増えた約 300 の法学院・法学部のみならず、1997 年末におけるこれら 209 の本科も、多くは新興のものであったと思われる。なお、上記統計表によれば、総合大学に設けられた法学本科 51 のうち中央直属が 12 で地方直属が 39 であったが、この地方直属の法学本科にも新興のものが含まれていたと思われる。
- 111 聶早早「司法考試背景下高師法學本科教育的出路」学理論 2009 年 25 期 (CNKI) 209 頁。
- 112 王春業・前掲 (注 27) 74 頁。
- 113 胡・前掲 (注 96 ; 2008 年の文献) 70 頁も同旨。
- 114 淘汰リスクとは別に、「北京大学のような学生の質がずば抜けて高い大学は格別、法学教育をいかに司法試験と対応させるかが各法学部の最大の関心事になっている。」(宇田川・前掲 (注 59) 181 頁より再引用 (原文未見)) という記述にみられる側面、即ち、学生の質が高ければ、試験対策を大学側でする必要性が低いという側面も関係するであろう。
- 115 2008 年の文献において、(司法試験により、法学教育における)「伝統的な課程のアレンジ、教員配置、授業方式等には根本的変化は全く生じていない」という記述が見られる (潘劍鋒 = 陳杭平「再論法学教育與司法考試之關係」法律適用 2008 年 1-2 期 (CNKI) 57 頁)。この文献の執筆者の所属は北京大学法学院である。
- 116 何勤華 = 陳靈海「統一司法考試後的法学教育」華東政法学院学報 2003 年 1 期 (CNKI) 7-8 頁。宇田川・前掲 (注 59) 181 頁も同旨。なお、何勤華氏は華東政法学院の院長 (当時)。
- 117 徐曉波・前掲 (注 57) 143 頁。
- 118 なお、ダブルスクールが問題となるのは学生に司法試験受験意欲がある場合であるが、地方新興本科においてはそれ以前 (それ以下) の状況も存在するようである。例えば次のようなものである。(このような状況では、司法試験に向けた勉強を学生に示唆することと、大学として司法試験対応教育を行うことの両方が必要となってくるであろう。)

法学専攻の就職率は高くなく、法学を学んでも前途は無いと考えて、多くの学生は入学後すぐに専攻を変更することを検討・準備する。本学（注：三峡大学）では、2008年度の法学専攻学生88人のうち12人が最初の一学期が終わった後に英語、財務管理等の専攻への転入を申請し、3人が実際に転入した。転入できなかった学生は学習への積極性に欠け、それが他の学生にも悪影響を及ぼした。そこで、学生に「法学専攻が前途の無い専攻ではない」と認識させる必要がある。司法試験に合格さえすれば、就職には全く問題はない。（覃・前掲（注28）171頁）（以上は筆者による要約である。）

119 上述二，6．参照。

120 「法学教育の位置づけ（〔定位〕）問題は、法学教育の根本問題である。法学教育の位置づけにより、法学教育の養成モデル（〔培養模式〕）、養成内容、養成方法等の一連の問題が決定される。」（朱・前掲（注18）40頁）ということに争いはないであろう。

121 朱・前掲（注18）は、2009年8月発行の書籍である。

122 朱・前掲（注18）41頁

123 法学本科については、2006年頃にその存廃をめぐる論争が起きた。論争の背景には法律修士課程（本稿二，3参照）が創設されたことがあった（梁・前掲（注8）214頁）。この論争の詳細については郭冬生「関於是非保留法学本科教育的研究報告」徐・前掲（注14）25-56頁所収に詳しい。

なお、この論争の発端は、アモイ大学学長朱崇実教授の「第三期中外大学学長論壇」（2006年7月，上海）における発言であり、その要旨は概ね次のようなものであった（同26頁）。

現在、法律実用人材を養成する法律修士課程がある。本科レベルで養成される法学専門卒業生は、関連する業務に従事することが難しい。法律は大学生が基礎科目として学習するべきであり、専攻課程として設けるべきではない。学生が関連する職業に従事することを希望するのであれば、修士レベルで法律を学習すれば良い。米国の高等教育でも、学部学生が存在しない専門は多い。

124 高等法学教育を受ける学生の数は、狭義の法律職業が必要とする人材の数量よりもはるかに多い。

125 中国の法学教育の第四の時期における飛躍的發展については、それを導いたのが、狭義の法律職業に従事する人材への社会的需要ではなく、市場経済体制建設及び法治国家建設に対応する需要であったという経緯がある。（上記二，2．参照）

126 葉他・前掲（注67）189頁。

- 127 李建偉他・前掲(注4)95頁。李小峰・前掲(注109)111-112頁も複合説の内容については同旨であるが、複合説が「大多数の学者」の見解であるとする。
- 128 この内容自体は、表現はやや異なるものの、多くの文献において一般的に言われていることである。
- 129 趙静「統一司法考試與高校法学教育的互動與協調」南陽師範学院学报2010年5期(CNKI)117頁。
- 130 例えば北京大学の潘教授は、2003年の論文において、「現在の司法試験と大学本科の法学教育とは食い違っている([脱節])が、発展の趨勢について言えば、両者を整合させる必要があるともかぎらない。」と結論づけている(潘劍鋒「論司法考試與大学本科法学教育的關係」法学評論2003年2期(CNKI)151頁)。「司法試験が法学教育のタクト[指揮棒]になってはならない」という前述の表現も、このようなズレを当然視する考え方と言える。
- 131 周詳=齊文遠「法学教育以司法考試為導向的合理性-以司法考試刑法卷為例」法学2009年4期(CNKI)93頁。
- 132 周他・前掲(注131)95-102頁。
- 133 郭・前掲(注34)62頁以下。
- 134 郭・前掲(注34)62頁。
- 135 潘他・前掲(注115)61-62頁。
- 136 潘他・前掲(注115)62頁。
- 137 郭・前掲(注34)68頁。
- 138 「法学教育は法律家を養成する大本のルートであり、司法試験は法律家を篩い分ける基本方式である。前者が生産工程であるならば、後者は品質検査システムである。」(譚・前掲(注107)20頁)という表現にみられるように、結局、社会が必要とする法律家を生産・選別できるか、ということが本来的な目標(法学教育にとっては本来的目標の一つ)であることは明らかであろう。
- 139 徐曉波・前掲(注57)144-145頁。
- 140 王春業・前掲(注27)75頁。
- 141 同前。
- 142 王瑾「司法考試大背景下的地方院校法学本科教育」知識經濟2009年16期(CNKI)150頁。
- 143 前注118参照。
- 144 上述二, 3.(3)①参照。
- 145 コア科目以外を必修科目とすることは、可能なようである。例えば、北京大学

- における科目編成（木間他・前掲（注5）339-341頁）においては、コア科目以外の科目も必修科目に含まれている。
- 146 覃・前掲（注28）172頁。
- 147 三峡大学は、武漢水利電力大学と湖北三峡学院が2000年6月に合併してできた大学であり、また、湖北三峡学院は、宜昌師範高等専科学校、宜昌医学高等専科学校及び宜昌職業大学が1996年に合併してできた学院である（<http://www.ctgu.edu.cn/xygk.php>（2010年9月2日アクセス））。
- 148 三峡大学政法学院は、三峡大学発足後の2000年9月に発足した（<http://school.kaoyan.com/ctgu/2906/ctgu-391d08fc71662fd39b44d8977215ff47.html>（2010年9月2日アクセス））。
- 149 前注147及び148参照。
- 150 即ち覃・前掲（注28）の著者。
- 151 覃・前掲（注28）172頁。
- 152 上述二，3.（3）①参照。
- 153 上述二，4.（3）①参照。
- 154 覃・前掲（注28）172頁。
- 155 王瑾・前掲（注142）151頁（教員が絶えず学生に問いを發するという意味でのソクラテスメソッドを提唱し、一方、現状のケースメソッドには欠点があることを指摘する）。
- 156 郭・前掲（注34）66頁。
- 157 覃・前掲（注28）172-173頁。司法試験指定教材の意味するところについては、上述二，4.（3）③参照。
- 158 聶・前掲（注111）210頁。
- 159 覃・前掲（注28）173頁。
- 160 同前。
- 161 李時琼他・前掲（注56）60頁。
- 162 徐曉波・前掲（注57）145頁。
- 163 複数の専攻に共通する教養選択科目のこと。
- 164 劉永強 = 廖天虎「司法考試対法学教育方法的正負効應」中国高等教育2009年22期（CNKI）51頁。
- 165 王瑾・前掲（注142）151頁。
- 166 そのような説明をするものとして、李小峰・前掲（注109）113頁。
- 167 李小峰・前掲（注109）113頁。

- 168 徐曉波・前掲（注 57）145 頁。
- 169 3 年次が司法試験の受験対策の時期になっているために、その時期に学生が法学本科の教育に身を入れないということがまさに問題になっている（上記二、5. 参照）からである。
- 170 徐曉波・前掲（注 57）145 頁。
- 171 郭・前掲（注 34）66 頁。
- 172 同前。
- 173 王宏軍「淡化司法考試 強化法学素質教育－兼論過分強調司法考試对法学本科教育的危害」求实 2009 年 II（S2）期（CNKI）71 頁。
- 174 例えば、譚・前掲（注 107）28 頁。
- 175 蘇力「当代中国法学教育的挑戰與機遇」法学 2006 年 2 期（CNKI）11 頁（評価制度の導入による淘汰は数年前から試みられていたがそれによる淘汰は実現していないこと、学校や教員の個別利益の集合により法学専攻が支えられている以上、評価により「イエローカード」を与えることはできても、彼らの「飯の種」を奪うことは通常は難しいこと等を挙げる）。
- 176 例えば、譚・前掲（注 107）20 頁、李建偉他・前掲（注 4）96 頁等。
- 177 何・前掲（注 106）（一）2。
- 178 徐顯明「中国法学教育的發展趨勢與改革任務」法制資訊 2010 年 1 期（CNKI）89 頁。ここでいう法律職業修士とは、法学本科の期間を 4 年から 6 年に延長した新たな課程を意味しており、既存の法律修士（JM）を指すものではない。
- 179 上述二、4.（4）参照。
- 180 現状が満足いくものであるという訳ではないようである。「試験の成績は良いが能力が低い」という現象が無視できないとも言われている（何他・前掲（注 116）6 頁）。また、『博士は修士に劣り、修士は本科に劣り、法学本科は非法学本科に劣る』といった現象について、その理由は法学教育にあるのではなく、司法試験が科学性・信頼性・有効性に欠けるためであるとする見解もある（葉他・前掲（注 67）191-192 頁）。
- 181 周知のように、日本の旧司法試験においては、試験問題をいかに工夫しても適切な選抜をすることができず、それが、法科大学院制度の導入——1 回の試験による選抜から教育課程を重視した選抜への移行——につながった。中国においても、仮に、日本の旧司法試験が選抜を目指した（そして挫折した）ような人材像を選抜目標とするのであれば、同様の問題が生ずることが予想される。
- 182 司法試験対応教育を通じて養成された人材は、理想的な法律家とは異なる可能

性があるという指摘もなされている（徐昇権「司法考試導向性法学教育與我国法学教育的改革」黒龍江省政法管理干部学院学報2008年4期（CNKI）144頁）。

183 これらが実現する具体的可能性は、さしあたり見えていない。

184 そのほか、地方政府が経費面のサポート（上述三、2.（4）参照）を削減する、という形で淘汰が実現する可能性も一応考えられる。

185 既に本科を卒業している法学修士・法律修士の学生については、1年次より司法試験の受験資格があるからである。

186 大学院の三年間、司法試験の勉強だけをしていた、と言う学生もいると報告されている（趙・前掲（注129）114頁）。

中国における司法試験と法学教育の関係

(図表1) 1977-2004年全国高等政法学校本科・専科統計表

年度	(a) 全国高等学校の学生募集人数	(b) (a)について、各年度人数との比率	(c) 全国高等学校の政法類の学生募集人数	(d) (c)について、各年度人数との比率	(e) (c)のうち「本科」学生の募集人数(即ち、短大相当の「専科」を含まない人数)	(f) 政法類(本科・専科)が全体に占める比率(%) ($f = (e/a) \times 100$)	(g) 政法類(本科)が全体に占める比率(%) ($g = (e/a) \times 100$)
1977	272,911	0.3	256	0.0	256	0.1	0.1
1978	401,521	0.4	995	0.1	696	0.2	0.2
1979	275,099	0.3	2,041	0.1	2,041	0.7	0.7
1980	281,230	0.3	2,838	0.1	2,532	1.0	0.9
1981	278,777	0.3	3,751	0.2	3,370	1.3	1.2
1982	315,135	0.3	4,982	0.3	4,151	1.6	1.3
1983	390,800	0.4	6,923	0.4	5,137	1.8	1.3
1984	475,171	0.5	9,509	0.5	5,866	2.0	1.2
1985	619,235	0.7	16,164	0.8	6,913	2.6	1.1
1986	572,055	0.6	13,526	0.7	6,610	2.4	1.2
1987	616,822	0.7	13,139	0.7	7,275	2.1	1.2
1988	669,731	0.7	14,191	0.7	7,995	2.1	1.2
1989	597,113	0.6	11,119	0.6	6,454	1.9	1.1
1990	608,875	0.7	11,675	0.6	6,925	1.9	1.1
1991	619,874	0.7	11,888	0.6	6,985	1.9	1.1
1992	754,192	0.8	9,336	0.5	1,825	1.2	0.2
1993	923,952	1.0	19,718	1.0	9,317	2.1	1.0
1994	899,846	1.0	30,526	1.5	14,027	3.4	1.6
1995	925,940	1.0	31,939	1.6	15,681	3.4	1.7
1996	965,812	1.0	36,687	1.9	19,124	3.8	2.0
1997	1,000,393	1.1	41,527	2.1	23,280	4.2	2.3
1998	1,083,627	1.2	48,102	2.4	28,725	4.4	2.7
1999	1,548,554	1.7	69,048	3.5	42,765	4.5	2.8
2000	2,206,072	2.4	114,682	5.8	51,467	5.2	2.3
2001	2,682,790	2.9	146,782	7.4	68,631	5.5	2.6
2002	3,204,976	3.5	160,618	8.1	78,519	5.0	2.4
2003	3,821,701	4.1	185,999	9.4	91,920	4.9	2.4
2004	4,473,422	4.8	195,638	9.9	102,663	4.4	2.3

本表の「(a)」、「(c)」及び「(e)」の各列の数値は、徐顕明・前掲(注8)26頁の[表2-8: 1977-1991年全国高等政法院校本専科統計表]及び同35頁の[表3-2: 1992-2004年全国高等政法院校本専科統計表]による。

(図表2) 全国普通高等学校における法学専攻の学生募集人数統計

年度	(a) 全国高等学校の学生募集人数	(b) 全国高等学校の法学専攻の学生募集人数	(c) 法学専攻が全体に占める比率(%) ($c = (b/a) \times 100$)
1997	1,064,142	45,462	4.3
1998	1,151,379	52,752	4.6
1999	1,635,332	74,455	4.6
2000	—	—	—
2001	—	—	—
2002	—	—	—
2003	4,076,858	204,106	5.0
2004	4,784,094	218,045	4.6
2005	5,392,988	223,835	4.2

本表の「(a)」及び「(b)」の各列の数値は、朱・前掲(注18)32頁の「表1-1 全国普通高校法学専攻招生人数統計」による。

Relationship between Bar Exam and Legal Education in China: Focus on Circumstances and Arguments around 2008

MORIKAWA Shingo

The number of law students in China has increased sharply since around 1977. By the 2000s, such increase gave rise to certain difficulties for many law students who sought employment in the legal industry.

Meanwhile the Chinese government implemented a new national bar exam system in 2002. Since then, the significance of the Chinese bar exam has become increasingly great in the Chinese society. For instance, unless a law student successfully passes the bar exam, it would become extremely difficult for the law student to find suitable employment within the judiciary, law firms, and/or other branches of the legal field.

This phenomenon has led the law departments of low tier universities and colleges in China to modify their legal education in order to better cater for the Chinese bar exam and thereby maximizing the departments' success by enhancing their law students' passing rate.

This article highlights the curious phenomenon in China by introducing some of its details and demonstrating some of the ways in which certain law lecturers have dealt with this situation and by referring to some of their salient arguments.